市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定に ついて

市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように定める。 平成24年2月13日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 本市は、庁舎の整備に係る事業に必要な経費の財源に充てるため、市 川市庁舎整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの 基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、庁舎の整備に係る事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

理 由

庁舎の整備に係る事業に必要な経費の財源に充てるため、地方自治法第 241条第1項の規定に基づき、庁舎整備基金を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。